

掲示文書一覧(市長分)

令和8年1月27日

種別	番号	題名	主管課
公告	33	地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について	農政総務課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市公告第 33 号
令和 8 年 1 月 27 日

姫路市長 清元秀泰

地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、地域計画の案を作成したので、同法第 19 条第 7 項の規定に基づき、この公告の日の翌日から起算して 14 日間（令和 8 年 2 月 10 日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に利害関係人は、同法第 19 条第 7 項の規定に基づき地域計画の案に対して、本市に意見書を提出することができる。

1 地域計画の案を作成した地区

- (1) 香呂地区 香寺町香呂地区（中仁野、中屋、広瀬南、広瀬北）
- (2) 鹿谷地区 夢前町前之庄 C (岡)
- (3) 安富中地区 安富町名坂（名坂第 1、名坂第 2）

2 地域計画の案

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧する。

3 意見書の提出等

- (1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
- (2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX 又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、FAX 又は電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内に提出されたものとする。

郵送：〒670-8501

姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所農政総務課

FAX：079-221-2996

電子メール：noseisomu@city.himeji.lg.jp

(3) 提出に当たっての注意事項

- ア 意見書は、地域計画の案に対する意見以外の事項を記載して提出することはできない。
- イ 意見書には、個人の場合にあっては氏名及び住所を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。
- ウ 提出のあった意見には個別の回答はしない。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ地域計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。